

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
のときは、その翌日)

◇教委規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

目次

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年一月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「三十号給」を「二十一号給」に改め、同項に次の一号を加える。

三 三等級二十三号給

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現業職給料表

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1		87,700	64,200	
2	150,500	92,100	66,000	59,500
3	156,500	96,600	67,800	61,200
4	162,500	101,100	69,700	62,900
5	168,600	105,600	72,100	64,200
6	174,700	110,100	74,600	66,000
7	180,900	114,500	77,300	67,800
8	187,200	118,900	80,500	69,700
9	193,500	122,800	83,900	72,100
10	199,800	131,100	87,700	74,600
11	206,100	136,100	91,500	77,300
12	212,400	141,100	95,100	79,400
13	218,700	146,200	98,700	83,900
14	224,900	155,000	102,200	87,700
15	230,900	160,800	110,100	91,500
16	235,900	166,800	114,500	95,100
17	240,800	172,800	118,900	98,700
18	244,200	178,800	122,800	102,200
19	247,600	184,800	126,600	110,100
20		190,700	136,100	114,500
21		196,600	141,100	118,900
22		202,300	146,200	122,800
23		208,000	151,300	126,600
24		212,500	156,400	130,500
25		217,000	161,400	134,400
26		220,200	166,400	138,300
27		223,400	170,900	141,700
28			175,100	145,000
29			179,300	148,200
30			182,300	151,400
31			185,200	154,100
32			188,100	156,800
33			190,300	158,800
34			192,500	

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条、第三条関係)

職務の等級分類基準

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
特一等級	相当長期の経験を有する自動車整備士の職務
一等級	相当の経験を有する自動車整備士の職務
二等級	自動車整備士の職務
三等級	運転士、ボイラ技士及び現業主事の職務

別表第三の表中「五九、二〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「六一、二〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年十月一日から適用する。
(施行期日)
- 2 昭和五十年十月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一職務の等級の切替表に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とする。
(号給の切替え)
- 3 前項に規定する職員(附則第六項、第七項及び第九項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受

けていた号給の号数から一を減じた号数の号給とする。

- 4 切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)が附則別表第二号給の切替表の旧号給欄に掲げられている号給である職員の切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

- 5 職員(前二項、次項並びに附則第七項及び第九項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、旧号給の号数から一を減じた号数の号給とする。
(特定の号給の切替え等)

- 6 旧号給が附則別表第三特定の号給の切替表(以下「切替表」という。)の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、切替日において旧号給を受けていた期間(教育委員会が定める職員にあつては、教育委員会の定める期間を増減した期間。次項において同じ。)が切替表の期間欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

- 7 特定号給職員のうち、切替日において旧号給を受けていた期間が切替表の期間欄の左欄に定める期間に達していないものの切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧号給を受けていた期間が九月以上である職員 昭和五十一年一月一日に旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給(以下「新号給」という。)を受けるとし、その者の切替日から昭和五十年十二月三十一日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表

の暫定給料月額欄に定める額(次号において「暫定給料月額」という。)とする。

二 旧号給を受けていた期間が九月未済である職員 昭和五十一年十月一日、昭和五十二年一月一日又は同年四月一日のうち、切替日から起算して切替表の期間欄の右欄に定める期間と旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に新号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、暫定給料月額とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

8 附則第三項から第五項まで及び第六項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)(第三条第六項の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例)(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)(第四条第六項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(教育委員会に定める職員にあっては、教育委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

9 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員(以下「最高号給等職員」という。)(のうち切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)(が附則別表第四最高号給等職員の切替表(以下「特定切替表」という。)(の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、旧号給等に対応する特定切替表の新号給等欄に定める号

給又は給料月額とする。

10 前項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の改正後の規則第三条第六項の規定によりその例によることとされている給与条例第四条第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

一 切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員 旧号給等を受けていた期間(教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める期間を増減した期間。以下「経過期間」という。)(のうち十二月を超えない期間

二 切替日における号給が職務の最高の号給となる職員 経過期間のうち十八月を超えない期間

三 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額となる職員 経過期間

(切替期間における異動者の号給等)

11 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)(において、改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)(の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、附則第三項から第七項までに規定する職員との権衡を考慮して教育委員会が定める。

附則別表第一

職務の等級の切替表

旧 等 級	切替日における職務の等級
1 等 級 (25号給から35号給までの号給を除く。)	2 等 級
2 等 級	3 等 級

- (昇給期間の特例の適用除外)
- 12 改正後の規則第三条第六項の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十年十二月鳥取県条例第四十三号)附則第十項の規定は、附則第七項第二号の規定の適用を受ける職員については適用しない。
- (給与の内払)
- 13 改正前の規則の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- (その他)
- 14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表第三

特定の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給	期 間	暫定給料月額
		月 月	円
1 等 級	7	12 18	74,100
	15	12 18	105,600
	20	12 18	131,100
2 等 級	5	12 18	62,400
	13	12 18	80,500
	19	12 18	105,600

附則別表第二

号給の切替表

職務の等級	旧号給	新号給
1 等 級	25	15
	26	16
	27	17
	28	18
	29	19
	30	20
	31	21
	32	22
	33	23
	34	24

附則別表第四

最高号給等職員の切替表

旧 号 給 等		新 号 給 等	
特1等級	18号給 円	特1等級	17号給
	224,300		18号給
	227,600		19号給 円
	230,900		251,000
	234,200		254,400
	237,500		257,800
1 等 級	35号給 円	1 等 級	25号給
	202,600		26号給
	205,700		27号給 円
	208,800		226,600
	211,900		229,800
	215,000		233,000
2 等 級	33号給 円	3 等 級	32号給
	145,400		33号給 円
	147,200		160,800
	149,000		162,800
	150,800		164,800
	152,600		166,800